

# 1 公共用水域の環境基準等

## (1) 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく「水質汚濁に係る環境基準」は、昭和45年4月21日に閣議決定され、同46年12月28日環境庁告示第59号で告示された。昭和57年12月25日付け環境庁告示第140号の改正では、湖沼に係る窒素・リンの環境基準が設定された。平成5年3月8日付け環境庁告示第16号の改正では、健康項目の追加等がなされ、平成5年8月27日付け環境庁告示第65号の改正では、海域に係る窒素・リンの環境基準が設定された。平成15年11月5日付け環境省告示第123号の改正では、新たに公共用水域に係る全亜鉛の環境基準が設定された。また、平成24年8月22日付け環境省告示第127号の改正でノニルフェノール、平成25年3月27日付け環境省告示第30号の改正で直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、平成28年3月30日付け環境省告示第37号の改正で底層溶存酸素量、令和3年10月7日付け環境省告示第62号の改正で大腸菌数について環境基準が設定された。

環境基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されたものであり、公共用水域の水質汚濁防止のために講じられる排出規制、下水道整備等の各種施策の共通の行政目標となるものである。また、この環境基準は、対象となる項目により、「人の健康の保護に関する環境基準」(以下「健康項目」という。)と「生活環境の保全に関する環境基準」(以下「生活環境項目」という。)とに分けられており、健康項目については、河川、海域を問わず表-1のとおり定められている。生活環境項目は、河川、海域の水域別に、その利用目的の適応性により各類型の基準が、表-2のとおり定められている。

表-1 人の健康の保護に関する環境基準及び測定方法

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「告示」という。)に定める方法
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.02 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。以下の表において同じ。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</li> </ol>		

表-2 生活環境の保全に関する環境基準及び測定方法

1 河 川 (湖沼を除く。)

表-ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100 mL以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100 mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格21に定 める方法	告示付表9に 掲げる方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	告示付表10に 掲げる方法	
備 考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の <math>0.9 \times n</math> 番目（<math>n</math>は日間平均値のデータ数）のデータ値（<math>0.9 \times n</math>が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続しているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU / 100ml 以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)） / 100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

- // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 // 3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表-イ

類型	項目	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
			全 亜 鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B		生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法			規格53に定める方法	告示付表11に掲げる方法	告示付表12に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						

2 海 域  
表-ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以 下	7.5 mg/L 以 上	300 CFU /100 mL以下	検出されな いこと。	水域類型ご とに指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以 下	2 mg/L 以 上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法(ただ し、B類型の 工業用水及び 水産2級のう ちノリ養殖の 利水点におけ る測定方法は アルカリ性 法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	告示付表10に 掲げる方法	告示付表14に 掲げる方法	X
備 考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)で、でんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ (a):チオ硫酸ナトリウム溶液(10 mmol/L)の滴定値(mL) (b):蒸留水について行った空試験値(mL) fNa <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> :チオ硫酸ナトリウム溶液(10 mmol/L)の力価 3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない  
限度

表ーイ

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ご とに指定す る水域
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定め る方法	規格46.3に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域に ついて行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表ーウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01mg/L 以下	水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格53に定め る方法	告示付表11に 掲げる方法	告示付表12に 掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。					

表-エ

類型	項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	
		基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
		測定方法	規格32に定める方法又は告示付表13に掲げる方法
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

表-3 大腸菌数の環境基準値の設定

類型	水域	大腸菌数
河川A A類型	吉野川上流	20 CFU/100mL以下
	勝浦川上流	
	那賀川上流	
	海部川上流	
河川A類型	吉野川下流	300 CFU/100mL以下
	旧吉野川上流	
	勝浦川下流	
	那賀川下流	
	桑野川上流	
	福井川	
	椿川	
	日和佐川	
	牟岐川	
	海部川下流	
	母川	
	穴喰川	
河川B類型	旧吉野川下流	/
	撫養川	
	今切川下流	
	新町川下流	1,000 CFU/100mL以下
	桑野川下流	
	岡川	
海域A A類型	県北沿岸海域	20 CFU/100mL以下
	紀伊水道海域	
	県南沿岸海域	
	橘港	
	椿泊湾	
	那賀川河口	/

(2) 環境基準の類型指定状況

表-4 環境基準の類型指定状況

告 示		指定年月日	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準 測 定 点
年月日	番 号						
46. 6. 3	官報号外 第 68号	46. 5. 25 閣議決定	吉野川上流	大川橋より上流	河川A A	直ちに達成	国見山橋 (H30. 9. 1より※H30. 8. 31まで大川橋)
			〃 下流	大川橋より下流	〃 A	〃	高 瀬 橋
			旧吉野川上流	吉野川分岐点より潮止堰まで	〃 A	〃	市 場 橋
			〃 下流	潮止堰より下流	〃 B	〃	大 津 橋
			今切川上流	旧吉野川合流点より鯛浜潮止堰	〃 C	〃	鯛浜堰上流側
			〃 下流	鯛浜潮止堰より下流	〃 B	〃	加賀須野橋
			撫 養 川	全 域	〃 B	〃	大 里 橋
62. 6. 26	県 告 示 第 549号	62. 6. 26	新町川上流	新町川のうち助任川との合流点から上流	河川C	直ちに達成	新 町 橋 (旧基準 46. 5. 25河川E)
			新町川下流	〃 下流	〃 B	〃	旧 漁 連 前 (旧基準 46. 5. 25河川C)
47. 4. 1	県 告 示 第 279号	47. 4. 1	富 岡 港	徳島県阿南市富岡港のうち、岡川樋門上流側壁内面延長線及び同港に設置された導流堤の突端を結んだ線と陸岸とによって囲まれた水域	海域C	直ちに達成	富岡港に設置された導流堤 (通称岡川導流堤) 突端からそれぞれ250mのところに地点を結んだ線上で、流心部 (s t - 2)、左岸側 (s t - 1)、右岸側 (s t - 3) 各1の3地点の表層 (0. 5m)、中層 (2m) とし、補助点として福村漁協の重油タンク前の流心部1点 (s t - 4)
47. 5. 30	県 告 示 第 408号	47. 5. 30	神 田 瀬 川	神田瀬川のうち千歳橋より上流	河川C	直ちに達成	神 代 橋
			小 松 島 港	神田瀬川の千歳橋から小松島港防波堤 (通称一文字) まで 小松島市中田町根井の鼻と同市和田島町洲端海上自衛隊小松島航空隊に設置された突堤基部を結んだ線と陸岸によって囲まれた水域 (上欄に掲げる水域を除く)	海域C 〃 B	〃 〃	港内中央 (s t - 4) の表層 (0. 5m) 及び中層 (2m) とし、補助点として防波堤内の航路中央部 (s t - 5) 次の3地点の表層 (0. 5m) 及び中層 (2. 0m) とする。 1 東経 134° 36. 5′ 北緯 33° 59. 9′ 2 東経 134° 37. 32′ 北緯 34° 00. 0′ 3 東経 134° 36. 67′ 北緯 34° 00. 58′
48. 6. 1	県 告 示 第 372号	48. 6. 1	那 賀 川	川口ダムから上流	河川A A	直ちに達成	蔭 谷 橋
				川口ダムから大京原橋まで	〃 A	〃	那賀川橋、補助点として田野橋
				大京原橋から下流	海域A	〃	那賀川鉄橋



告 示		指定年月日	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準 測 定 点
年月日	番 号						
48. 6. 1	県 告 示 第 3 7 2 号	48. 6. 1	桑 野 川	明谷橋から上流	河川A	1 年	桑野谷橋
				明谷橋から岡川樋門上流側壁内面延長線まで	" B	"	富岡新橋
			岡 川	全 域	" B	"	文化橋
			勝 浦 川	上勝町正木（ダム地点）から上流	" AA	直ちに達成	福原大橋
				上勝町正木（ダム地点）から江田潜水橋下流の潮止堰まで	" A	"	飯谷橋、補助点として江田潜水橋
				江田潜水橋下流の潮止堰から下流	海域B	"	勝浦浜橋
49.11. 1	県 告 示 第 7 3 8 号	49.11. 1	椿 川	全 域	河川A	"	加茂前橋
			福 井 川	大原堰から上流	" A	"	大西橋
			打 樋 川	潮止め樋門から上流	" C	"	天神橋（H9.12.1より）
			椿 泊 湾	徳島県阿南市椿泊湾燧崎東端と同町舞子島西端を結んだ線及び椿泊湾の陸岸によって囲まれた水域並びにその地先海域	海域A	"	次の地点の表層と中層とする。 1 東経 134°42.7′ 北緯 33°50.1′ 2 東経 134°43.6′ 北緯 33°50.3′
50.10.21	県 告 示 第 7 4 2 号	50.10.21	日 和 佐 川	全 域	河川A	直ちに達成	永田橋、補助点として厄除橋
			牟 岐 川	全 域	" A	"	牟岐橋、補助点として中央橋
			海 部 川	吉野橋から上流	" AA	"	吉野橋
				吉野橋から下流	" A	"	新海部川橋
			母 川	全 域	" A	"	母川橋
			宍 喰 川	全 域	" A	"	中角大橋（H29.4.1より ※H29.3.31までは中角橋） 補助点として宍喰橋
			県南沿岸海域	徳島県の沿岸海域のうち阿南市蒲生田岬から南の海域	海域A	直ちに達成	（基準測定点） 1 東経 134°45.4′ 北緯 33°47.8′ 2 東経 134°32.2′ 北緯 33°40.4′ 3 東経 134°22.0′ 北緯 33°32.6′ （補助測定点） 4 東経 134°33.1′ 北緯 33°43.6′ 5 東経 134°25.4′ 北緯 33°39.1′ 6 東経 134°19.3′ 北緯 33°33.7′

告 示		指定年月日	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準 測 定 点
年月日	番 号						
51.10.22	県 告 示 第 8 2 5 号	51.10.22	県北沿岸海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結ぶ線から北の徳島県海域	海域 A	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°29.0′ 北緯 34°15.9′ 2 東経 134°35.6′ 北緯 34°15.9′ 3 東経 134°35.8′ 北緯 34°12.6′ 4 東経 134°40.0′ 北緯 34°12.0′ (補助測定点) 5 東経 134°32.3′ 北緯 34°14.3′ 6 東経 134°38.8′ 北緯 34°11.0′
53. 3.24	県 告 示 第 2 2 9 号	53. 3.24	紀伊水道海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域 (下欄に掲げる水域、港則法施行令(昭和40年政令第219号)別表第1徳島県の項の富岡港及び橘港の区域並びに既設類型指定水域を除く。)	海域 A	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°41.0′ 北緯 34° 8.0′ 2 東経 134°41.0′ 北緯 34° 2.0′ 3 東経 134°45.0′ 北緯 33°56.0′ (補助測定点) 4 東経 134°37.7′ 北緯 34° 7.0′ 5 東経 134°37.6′ 北緯 34° 4.6′ 6 東経 134°37.6′ 北緯 34° 2.0′ 7 東経 134°40.5′ 北緯 33°59.0′ 8 東経 134°44.0′ 北緯 33°53.0′
				徳島県徳島市沖洲町高洲北端と同地点から東南方1,500mの地点(北緯34度3分48秒, 東経134度36分54秒)とを結んだ線, 同地点と徳島県徳島市津田海岸町津田外防波堤東端とを結んだ線, 同防波堤, 同防波堤南端と徳島県徳島市大原町大崎北端とを結んだ線及び陸岸によって囲まれた海域。 (既設類型指定水域を除く。)	" B	"	(基準測定点) 9 東経 134°36.4′ 北緯 34°2.7′ (補助測定点) 10 東経 134°36.8′ 北緯 34°3.3′
H7. 4.18	県 告 示 第 3 1 2 号	H7. 4.18	橘 港	港則法施行令別表第1徳島県の項の橘港の区域	海域 A	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°40.3′ 北緯 33°52.25′ 2 東経 134°40.45′ 北緯 33°51.2′ 3 東経 134°39.44′ 北緯 33°50.82′ (補助測定点) 4 東経 134°38.35′ 北緯 33°51.75′ 5 東経 134°39.1′ 北緯 33°51.93′ a 東経 134°39.1′ 北緯 33°51.93′ b 東経 134°39.63′ 北緯 33°52.05′ c 東経 134°40.03′ 北緯 33°52.13′

告 示		指定年月日	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基 準 測 定 点
年月日	番 号						
H10. 4. 28	県 告 示 第 3 9 1 号	H10. 4. 28	県北沿岸海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結ぶ線から北の徳島県海域	海域Ⅱ*1	直ちに達成	(基準測定点) 1 東経 134°29.0′ 北緯 34°15.9′ 2 東経 134°35.6′ 北緯 34°15.9′ 4 東経 134°40.0′ 北緯 34°12.0′
			紀伊水道海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域 (小松島港の水域及び橘港の水域を除く。)	〃	〃	(基準測定点) 1 東経 134°41.0′ 北緯 34° 8.0′ 2 東経 134°41.0′ 北緯 34° 2.0′ 3 東経 134°45.0′ 北緯 33°56.0′
			小 松 島 港	小松島市中田町根井の鼻と同市和田島町洲端海上自衛隊小松島航空隊に設置された突堤基部を結んだ線と陸岸によって囲まれた水域	海域Ⅲ*1	〃	(基準測定点) 3 東経 134°36.67′ 北緯 34°00.58′
			橘 港	阿南市大瀨町柏の東端から楠ヶ浦北端まで引いた線及び陸岸によって囲まれた海域	海域Ⅱ*1	〃	(基準測定点) 1 東経 134°40.3′ 北緯 33°52.25′ 2 東経 134°40.45′ 北緯 33°51.2′
H18. 6. 30	環境省告示 第 9 3 号	H18. 6. 30	吉野川上流	大川橋より上流。ただし、早明浦ダム貯水池（早明浦湖）（全域）に係る部分を除く。	河川 生物A*2	直ちに達成	国 見 山 橋（H30.9.1より※H30.8.31まで大川橋）
			〃 下流	大川橋より下流。	河川 生物B*2	〃	高 瀬 橋

\* 1 全窒素、全りんに係る水域類型

\* 2 水生生物保全に係る水域類型

表－5 環境基準類型指定状況（水系別）

BOD、COD等に関する類型指定

水 系	河川・ 海域数	指 定 水域数	類 型 別 水 域 数				環境基準 地点数
			AA	A	B	C	
吉野川水系	5	9	1	2	4	2	9
勝浦川水系	1	2	1	1			2
小松島港に流入する河川	1	1				1	1
那賀川水系	3	5	1	2	2		5
橘港に流入する河川	2	2		1		1	2
椿泊湾に流入する河川	1	1		1			1
県南沿岸海域に流入する河川	5	6	1	5			6
河 川 計	18	26	4	12	6	4	26
県北沿岸海域	1	1		1			4
紀伊水道海域	1	2		1	1		4
県南沿岸海域	1	1		1			3
港 湾 等	6	7		3	2	2	14
海 域 計	9	11	0	6	3	2	25
合 計	27	37	4	18	9	6	51

富栄養化（全窒素、全りん）に関する類型指定

水 系	海域数	指 定 水域数	類 型 別 水 域 数				環境基準 地点数
			I	II	III	IV	
県北沿岸海域	1	1		1			3
紀伊水道海域	1	1		1			3
港 湾 等	2	2		1	1		3
合 計	4	4		3	1		9

水生生物保全（全亜鉛等）に関する類型指定

水 系	河川・ 海域数	指 定 水域数	類 型 別 水 域 数				環境基準 地点数
			生物A	生物特A	生物B	生物特B	
吉野川水系	1	2	1		1		2

### (3)要監視項目

人の健康の保護に係る物質、又は、生活環境のうち水生生物の保全に係る物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質が「要監視項目」として位置づけられ、継続して公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その推移を把握していくこととしている。

表－6 人の健康の保護に係る要監視項目

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1，2－ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p－ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	－
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	－
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定) ※PFOS及びPFOAの合計値

表-7 水生生物保全に係る要監視項目

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下
		生物特A	0.006 mg/L以下
		生物B	3 mg/L以下
		生物特B	3 mg/L以下
	海域	生物A	0.8 mg/L以下
		生物特A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下
		生物B	0.08 mg/L以下
		生物特B	0.01 mg/L以下
	海域	生物A	2 mg/L以下
		生物特A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下
		生物特A	1 mg/L以下
		生物B	1 mg/L以下
		生物特B	1 mg/L以下
	海域	生物A	0.3 mg/L以下
		生物特A	0.03 mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下
		生物特A	0.0007 mg/L以下
		生物B	0.004 mg/L以下
		生物特B	0.003 mg/L以下
	海域	生物A	0.0009 mg/L以下
		生物特A	0.0004 mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.02 mg/L以下
		生物B	0.02 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下
	海域	生物A	0.1 mg/L以下
		生物特A	0.1 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下
		生物特A	0.003 mg/L以下
		生物B	0.03 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下
	海域	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下

#### (4) 水浴場に係る基準

表－8 水浴場に係る水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA 不検出 (検出下限2個/100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L以下	全透 (1 m以上)
	水質A 100 個/100 mL以下	油膜が認められない	2 mg/L以下	全透 (1 m以上)
可	水質B 400 個/100 mL以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L以下	1 m未満～ 50 cm以上
	水質C 1,000 個/100 mL以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L以下	1 m未満～ 50 cm以上
不適	1,000 個/100 mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L超	50 cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

なお、「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度（\*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(ア) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(イ) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

イ 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

(ア) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100 mLを超える測定値が1以上あるもの。

(イ) 油膜が認められたもの。

## (5) 底質の暫定除去基準について

環水管 119号  
昭和50年10月28日

都道府県知事  
権限委任市長 殿

環境庁水質保全局長

### 底質の暫定除去基準について

公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として、左記のとおり底質の暫定除去基準を定めたので、暫定除去基準値に該当する底質については、しゅんせつ、封じ込め等の所要の対策を講じるとともに、関係者についてもその旨御指導願いたい。なお、所要の対策を講じる際は、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（昭和49年5月30日付け環水管第113号）に基づき、二次公害が発生しないように慎重に配慮することとされたい。

おつて、「水銀を含む底質の暫定除去基準について」（昭和48年8月31日付け環水管第177号）及び「PCBを含む底質の暫定除去基準について」（昭和50年2月28日付け環水管第18号）は、廃止する。

#### 記

##### 1 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

##### 2 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判断は、「底質調査方法」（昭和63年9月8日付け環水管第127号、以下「底質調査方法」という。）の精密調査の結果に基づき、メツシユを設定している場合にあつてはそれぞれのメツシユの通常4つの交点の測定値の平均値をもつて当該メツシユ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては、隣り合う2点の測定値の平均値をもつて当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。



## 水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値(c)以上とし、河川及び湖沼においては 25ppm 以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

- (1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる四地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。
  - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 2 分の 1 以下である水域においては、50 とする。
  - 3) 2) の割合がおおむね 2 分の 1 を超える水域においては、100 とする。

## PCB を含む底質の暫定除去基準

PCB を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm 以上とする。

なお、魚介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

## 2 地下水の環境基準

### 環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.02 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

### 3 公共用水域の測定地点等

調査は、「令和4年度公共用水域の水質の測定に関する計画」に基づき、令和4年4月から令和5年3月まで実施した。

#### (1) 測定地点

測定地点は、別表及び別図のとおりである。

	水 質			底 質		
	河 川	海 域	計	河 川	海 域	計
河川・海域数 (類型指定水域数)	37 (26)	9 (11)	46 (37)	7	1	8
測定地点数 (環境基準点)	76 (26)	31 (25)	107 (51)	10	1	11

#### (2) 測定項目

「水質汚濁に係る環境基準」に定める項目等について実施した。

#### (3) 測定機関

国土交通省	(四国地方整備局徳島河川国道事務所・那賀川河川事務所)
徳島県	(環境管理課・南部及び西部総合県民局・ 保健製薬環境センター)
徳島市	(環境保全課)
鳴門市	(環境政策課)
小松島市	(市民生活課)
阿南市	(環境保全課)
北島町	(まちみらい課)

別表 測定地点一覧

・河川

\*：環境基準点

地点統一番号	水系名称	測定点	測定機関
001-01	吉野川上流	*大川橋 (H30.8.31まで)	西部局
001-02		*国見山橋 (H30.9.17から)	
002-01	吉野川下流	*高瀬橋	国交省徳島、保環センター
002-51		脇町潜水橋	国交省徳島
002-52		吉野川大橋	徳島市
002-53		送電線下	徳島市
003-01	旧吉野川上流	*市場橋	国交省徳島
003-51		藍園橋	保環センター
003-52		共栄橋	北島町
003-54		牛屋島橋	国交省徳島
003-55		河口堰上流側	保環センター
004-01	旧吉野川下流	*大津橋	国交省徳島
005-01	今切川上流	*鯛浜堰上流側	国交省徳島、北島町、保環センター
005-51		三ツ合橋	北島町
006-01	今切川下流	*加賀須野橋	国交省徳島
006-51		鯛浜橋	保環センター
006-54		鍋川合流点	北島町
006-55		河口	保環センター
007-01	撫養川	*大里橋	保環センター
007-52		城見橋	鳴門市
008-01	新町川上流	*新町橋	徳島市
008-51		新町水門	徳島市
008-52		三ツ合橋	徳島市
009-01	新町川下流	*旧漁連前	徳島市
010-01	神田瀬川	*神代橋	保環センター
010-51		西の口橋	保環センター
011-02	那賀川上流	*蔭谷橋	南部局
012-01	那賀川下流	*那賀川橋	国交省那賀川、南部局
012-52		田野橋	南部局
013-02	桑野川上流	*桑野谷橋	南部局
014-01	桑野川下流	*富岡新橋	国交省那賀川
014-52		領家	国交省那賀川
014-53		タカラ橋	阿南市
015-01	岡川	*文化橋	南部局
015-51		西方潜水橋	南部局
015-52		岡川橋	阿南市
016-01	勝浦川上流	*福原大橋	保環センター
017-01	勝浦川下流	*飯谷橋	徳島市、保環センター
017-53		江田潜水橋	保環センター
018-01	椿川	*加茂前橋	南部局
018-51		向川橋	阿南市
019-01	福井川	*大西橋	南部局
019-51		鉦打橋	南部局
019-52		福井橋	阿南市
020-02	打樋川	*天神橋	南部局
020-52		引舟橋	阿南市
021-01	日和佐川	*永田橋	南部局
021-51		厄除橋	南部局
022-01	牟岐川	*牟岐橋	南部局
022-52		中央橋	南部局
023-01	海部川上流	*吉野橋	南部局
024-01	海部川下流	*新海部川橋	南部局
025-01	母川	*母川橋	南部局
026-01	穴喰川	*中角大橋	南部局
026-52		穴喰橋	南部局
202-01	正法寺川	仁徳橋	徳島市
203-02	新池川	木津神橋	鳴門市
209-02	助任川	福島橋	徳島市
210-01	大岡川	大岡新橋	徳島市
211-01	田宮川	島田石橋	徳島市
211-03		宮古橋	徳島市

地点統一番号	水系名称	測定点	測定機関
212-03	飯尾川	訳分橋跡	徳島市
213-01	園瀬川	園瀬橋	徳島市
213-03		津田橋	徳島市
214-01	鮎喰川	梁瀬橋	徳島市
214-02		鮎喰	国交省徳島
215-01	打樋川	樋門内側	徳島市
217-01	太田川	太田橋	小松島市
218-01	立江川	赤石樋門	小松島市
219-01	芝生川	弁天橋	小松島市
221-01	冷田川	冷田橋	徳島市
232-01	御座船入江川	山城屋橋	徳島市
250-01	貞光川	貞光	国交省徳島
251-01	穴吹川	穴吹	国交省徳島
280-01	宮島江湖川	相生橋	徳島市
300-02	銅山川	平和橋	西部局
301-01	大松川	新大松川橋	徳島市

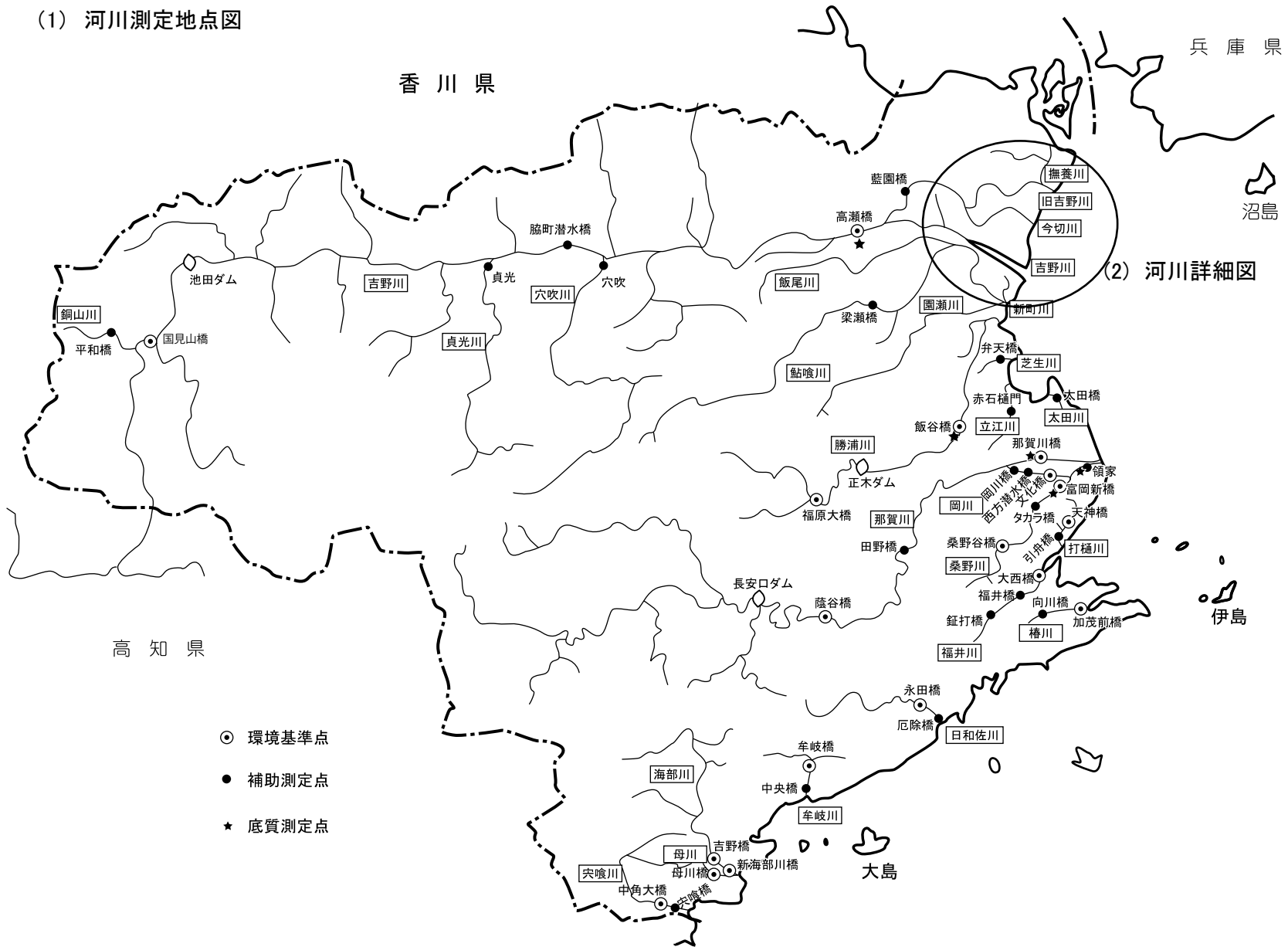
・海域

地点統一番号	水系名称	測定点	測定機関
601-01	富岡港	*s t-1	保環センター
601-02		*s t-2	保環センター
601-03		*s t-3	保環センター
601-51		s t-4	保環センター
602-01	小松島港 (C)	*s t-4	保環センター
603-01	小松島港 (B)	*s t-1	保環センター
603-02		*s t-2	保環センター
603-03		*s t-3	保環センター
604-01	那賀川河口	*那賀川鉄橋	国交省那賀川
604-51		富岡水門	国交省那賀川
605-01	勝浦川河口	*勝浦浜橋	徳島市
606-01	椿泊湾	*s t-1	保環センター
606-02		*s t-2	保環センター
607-01	県南沿岸海域	*s t-1	保環センター
607-02		*s t-2	保環センター
607-03		*s t-3	保環センター
608-01	県北沿岸海域	*s t-1	保環センター
608-02		*s t-2	保環センター
608-03		*s t-3	保環センター
608-04		*s t-4	保環センター
609-01	紀伊水道海域 (A)	*s t-1	保環センター
609-02		*s t-2	保環センター
609-03		*s t-3	保環センター
610-01	紀伊水道海域 (B)	*s t-9	保環センター
611-01	橋港	*s t-1	保環センター
611-02		*s t-2	保環センター
611-03		*s t-3	保環センター
611-53		s t-a	保環センター
611-54		s t-b	保環センター
611-55	s t-c	保環センター	
702-51	富岡港	s t-6	保環センター

- 注) 1. 西部局：徳島県西部総合県民局  
 2. 南部局：徳島県南部総合県民局  
 3. 国交省徳島：国土交通省徳島河川国道事務所  
 4. 国交省那賀川：国土交通省那賀川河川事務所  
 5. 保環センター：徳島県立保健製薬環境センター

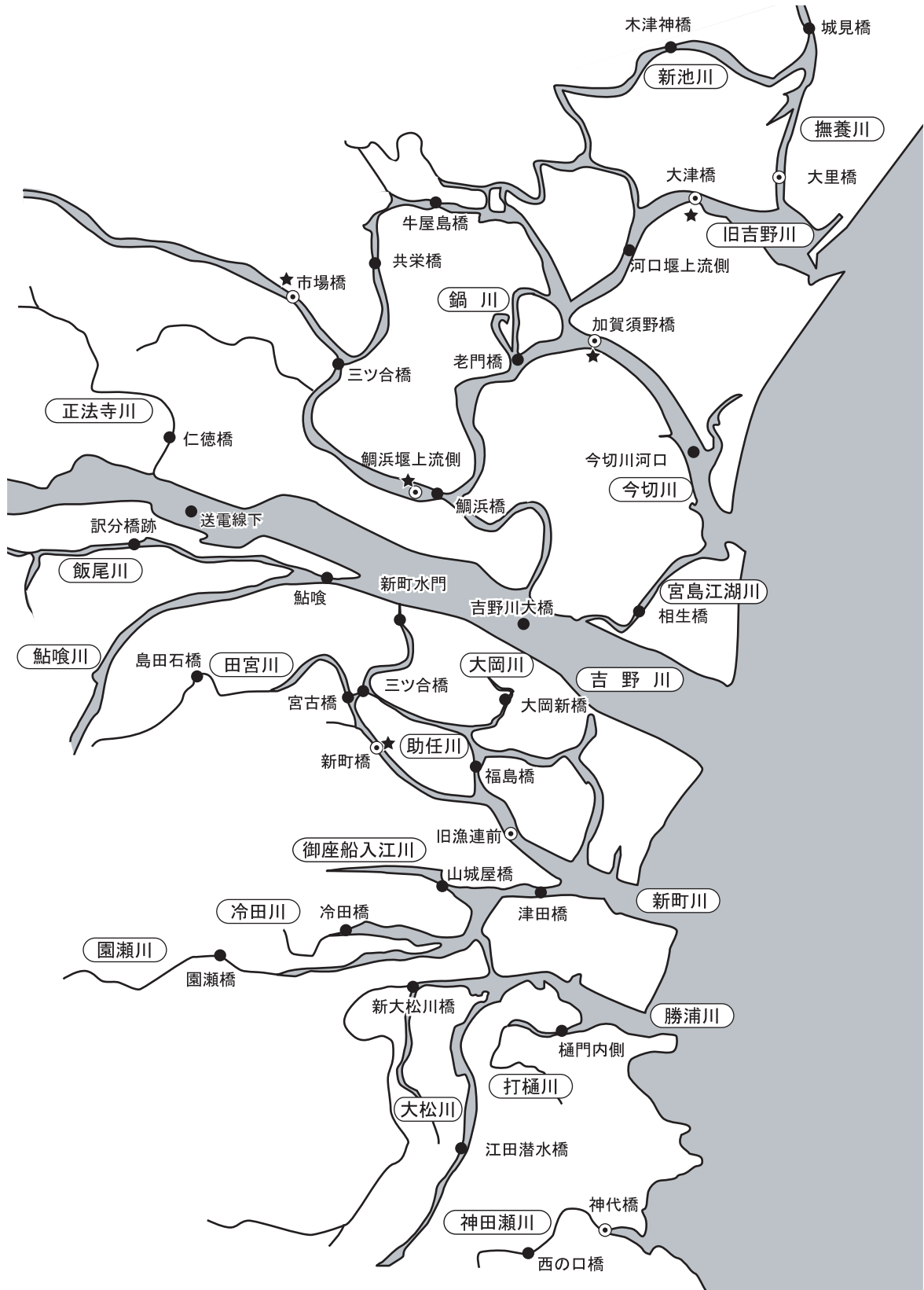
# 別図 測定地点図

(1) 河川測定地点図



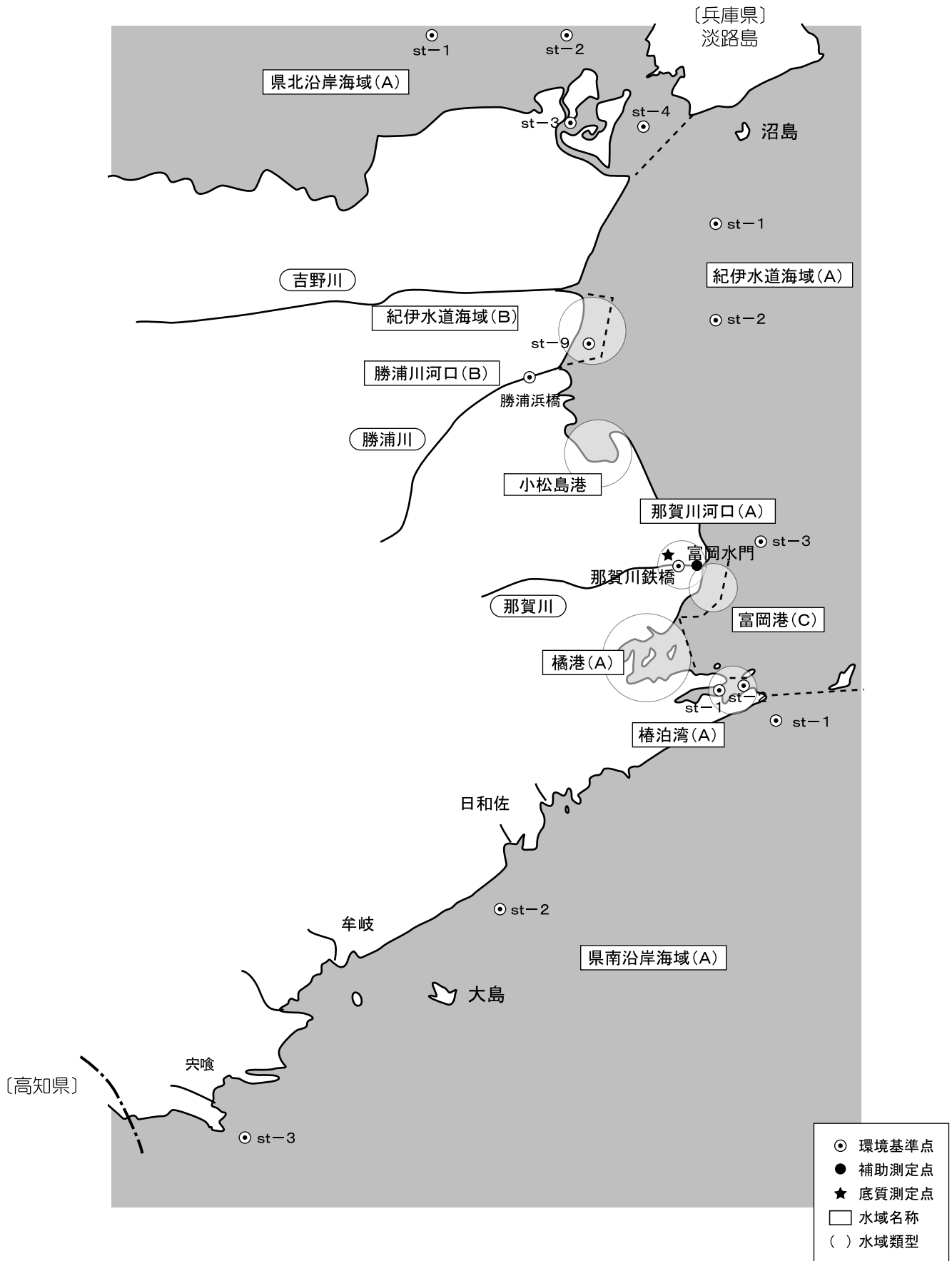
- 環境基準点
- 補助測定点
- ★ 底質測定点

(2) 河川詳細図

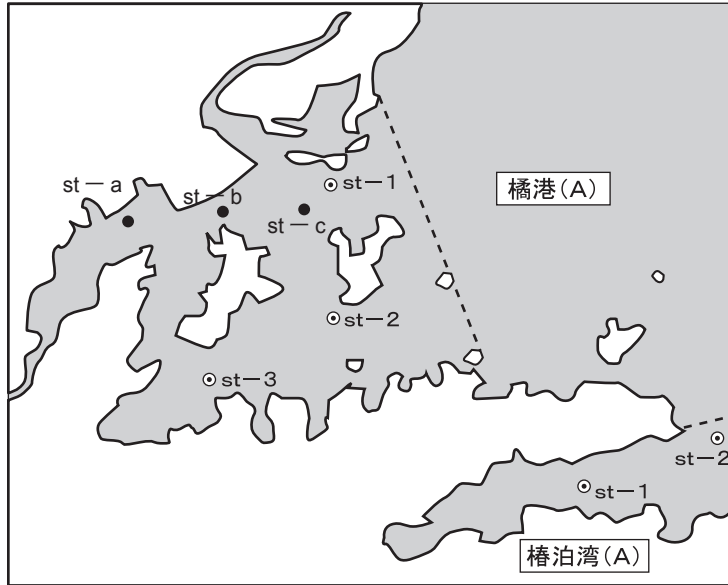


- 環境基準点
- 補助測定点
- ★ 底質測定点

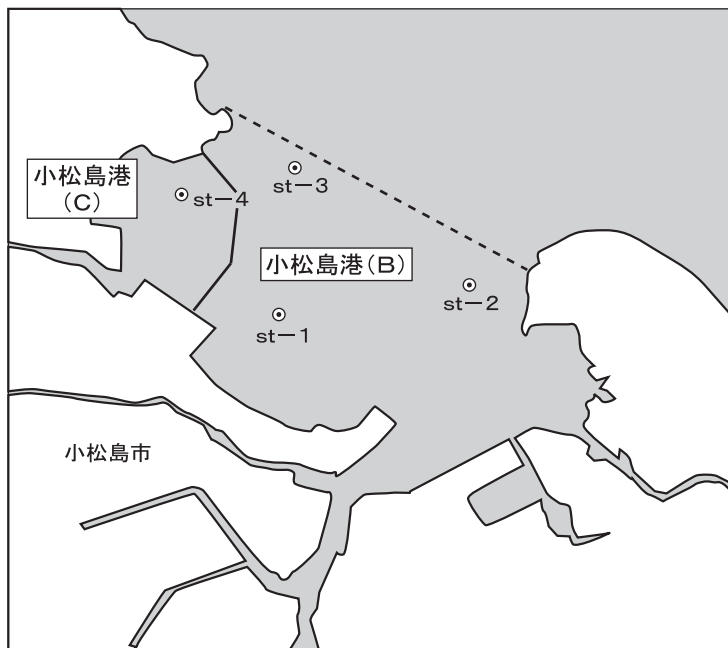
(3) 海域測定地点図



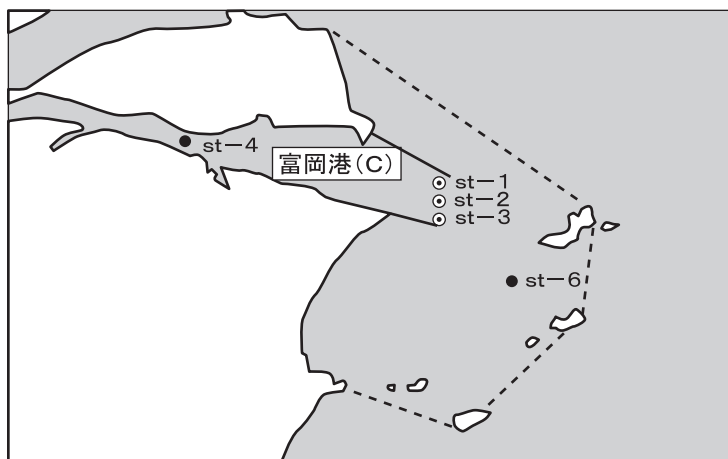
橘港及び椿泊湾測定地点図



小松島港測定地点図



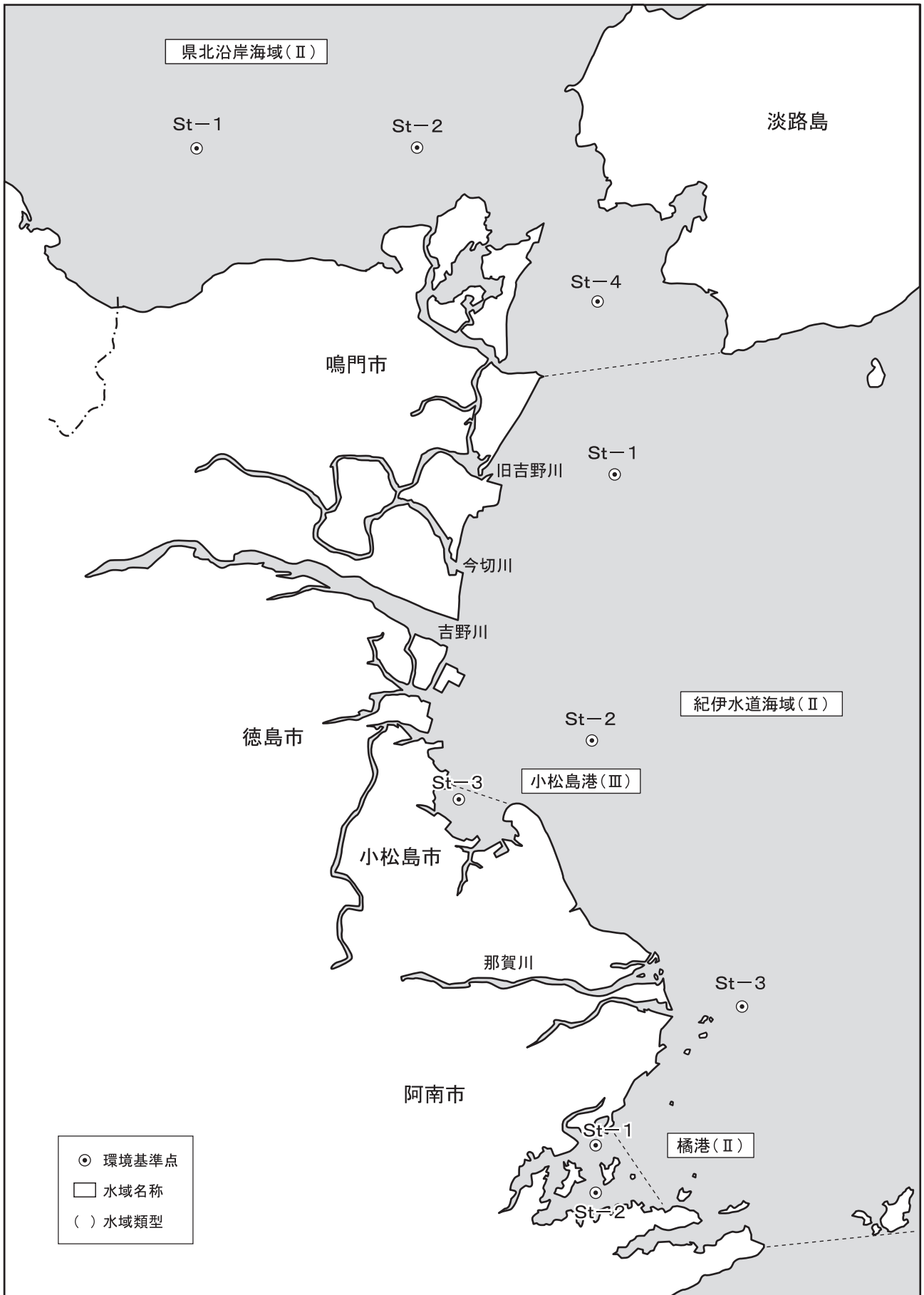
富岡港測定地点図



- 環境基準点
- 補助測定点
- 水域名称
- ( ) 水域類型



(4) 全窒素・全りんに係る環境基準の水域区分及び環境基準測定点



## 4 地下水の測定地点等

調査は、「令和4年度地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、令和4年4月から令和5年3月まで実施した。

### (1) 測定地点

測定地点は、別図のとおりである。

区 分	市 町 村 数	地 点 数
概況調査（定点方式）	7	22
概況調査（ローリング方式）	16	17
継続監視調査	3	4
計	26（19）	43

（ ）内は、重複を除いた市町村

### (2) 測定項目

「地下水の水質汚濁にかかる環境基準」に定める項目等について実施した。

### (3) 測定機関

機 関 名
国土交通省（四国地方整備局徳島河川国道事務所・那賀川河川事務所）
徳島県（環境管理課・南部及び西部総合県民局・保健製薬環境センター・東部保健福祉局）
徳島市（環境保全課）
美馬市（環境下水道課）
北島町（まちみらい課）

別図 測定地点図

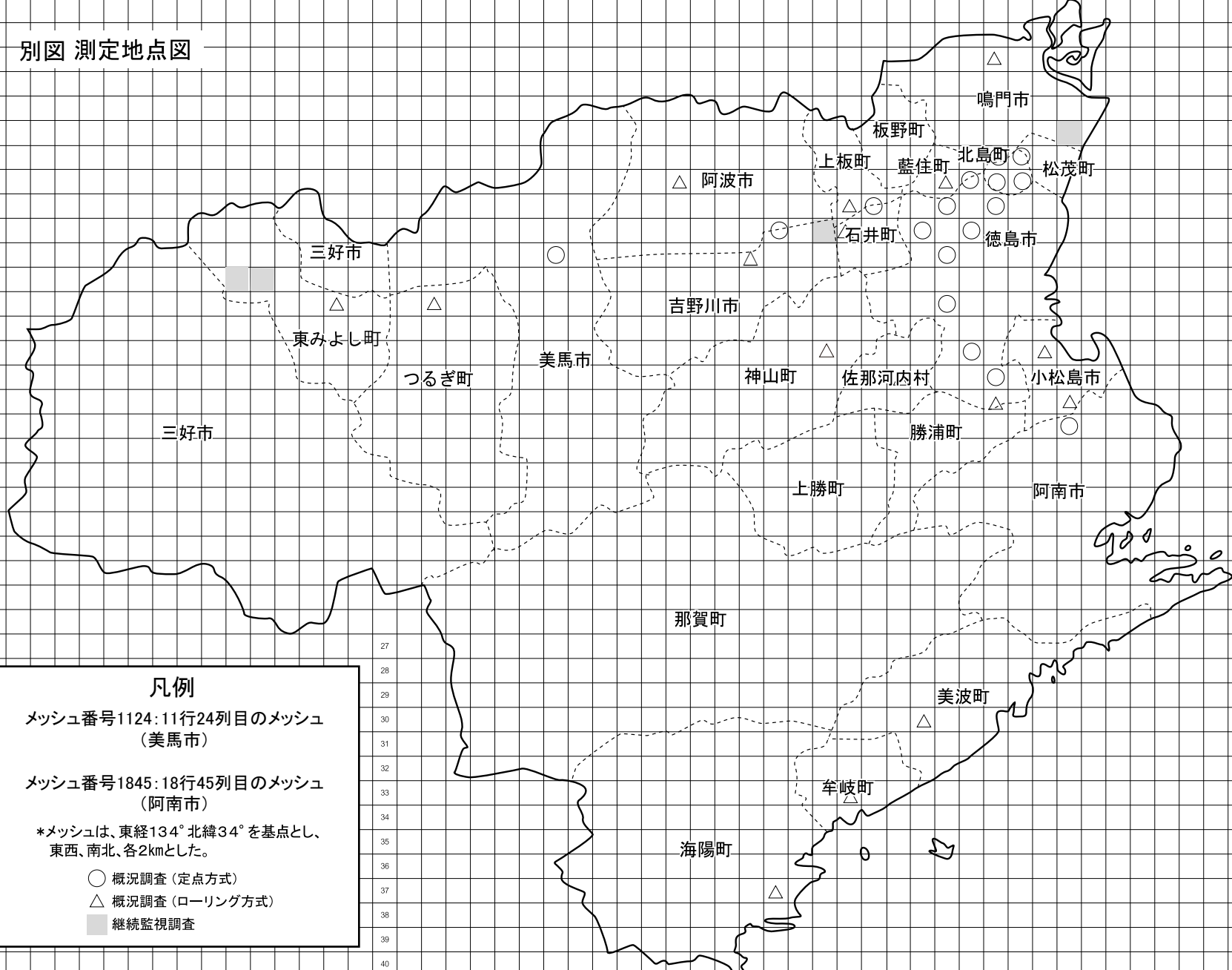
**凡例**

メッシュ番号1124:11行24列目のメッシュ  
(美馬市)

メッシュ番号1845:18行45列目のメッシュ  
(阿南市)

\*メッシュは、東経134°北緯34°を基点とし、  
東西、南北、各2kmとした。

- 概況調査 (定点方式)
- △ 概況調査 (ローリング方式)
- 継続監視調査



## 5 測定結果表の見方

### (1)測定項目の単位

	項目	単位	
一般項目	採取水深	m	
	全水深	m	
	透明度	m	
生活環境項目	pH	—	
	DO	mg/L	
	BOD	mg/L	
	COD	mg/L	
	SS	mg/L	
	大腸菌数	CFU/100mL	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	
	全窒素	mg/L	
	全りん	mg/L	
	全亜鉛	mg/L	
	ノニルフェノール	mg/L	
	直鎖アルキベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg/L	
	底層溶存酸素量	mg/L	
	健康項目	カドミウム	mg/L
		全シアン	mg/L
		鉛	mg/L
六価クロム		mg/L	
砒素		mg/L	
総水銀 (アルキル水銀)		mg/L	
PCB		mg/L	
トリクロロエチレン		mg/L	
テトラクロロエチレン		mg/L	
四塩化炭素		mg/L	
ジクロロメタン		mg/L	
1, 2-ジクロロエタン		mg/L	
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン		mg/L	
シス-1, 2ジクロロエチレン※1		mg/L	
1, 3-ジクロロプロパン		mg/L	
チウラム		mg/L	
シマジン		mg/L	
チオベンカルブ		mg/L	
ベンゼン	mg/L		
セレン	mg/L		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		
ふっ素	mg/L		
ほう素	mg/L		
1, 4-ジオキサン	mg/L		
1, 2-ジクロロエチレン※1	mg/L		
要監視項目	クロロホルム	mg/L	
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン※1	mg/L	
	1, 2-ジクロロプロパン	mg/L	
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	
	イソキサチオン	mg/L	
	ダイアジノン	mg/L	

	項目	単位
要監視項目	フェニトロチオン(MEP)	mg/L
	イソプロチオラン	mg/L
	オキシ銅(有機銅)	mg/L
	クロロタロニル(TPN)	mg/L
	プロピザミド	mg/L
	EPN	mg/L
	ジクロロボス(DDVP)	mg/L
	フェノブカルブ(BPMC)	mg/L
	イプロベンホス(IBP)	mg/L
	クロロニトロフェン(CNP)	mg/L
	トルエン	mg/L
	キシレン	mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L
	ニッケル	mg/L
	モリブデン	mg/L
	アンチモン	mg/L
	塩化ビニルモノマー※2	mg/L
	エピクロロヒドリン	mg/L
	全マンガン	mg/L
	ウラン	mg/L
係水生要生物監視項目に	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	mg/L
	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L
	PFOS及びPFOAの合算値	mg/L
	クロロホルム	mg/L
	フェノール	mg/L
	ホルムアルデヒド	mg/L
	4-t-オクチルフェノール	mg/L
	アニリン	mg/L
	2, 4-ジクロロフェノール	mg/L
	特殊項目	銅
マンガン(溶解性)		mg/L
総クロム		mg/L
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L
	りん酸態りん	mg/L
	クロロフィルa	µg/L
	濁度	度
	塩素イオン	mg/L
	塩素量	‰
	有機態窒素	mg/L
	導電率	µS/cm
	水位(AP)	m
	透視度	度(cm)
	水色	—
	2-MIB	µg/L
	ジオスミン	µg/L
	ふん便性大腸菌群数	個/100mL
	トリハロメタン生成能	mg/L
	マンガン	mg/L
	ATU-BOD	mg/L
TOC	mg/L	

※1 地下水については、シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレンの合量である1, 2ジクロロエチレンが環境基準項目である。

※2 地下水の環境基準項目である。